

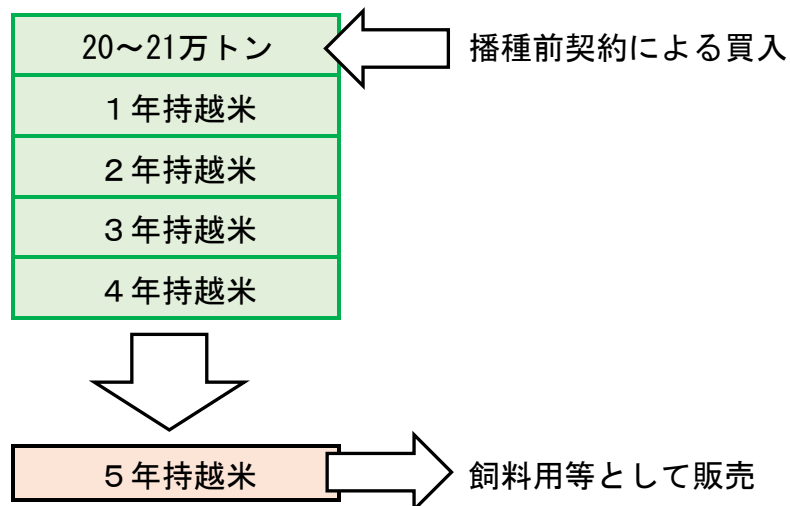
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度

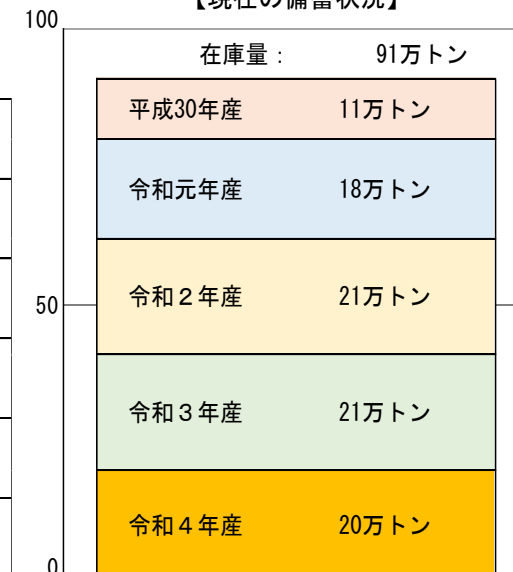


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	20万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

令和5年6月末